

市税を一時に納付できない方のために猶予制度があります

徴収の猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

※「著しい損失」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。

以上の理由により市税を一時に納付することができないときは、市役所に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある

などの一定の要件に該当するときは、猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内に市役所に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、申請による換価の猶予は認められません。

猶予がみとめられると・・・

★ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

★ 財産の差押や換価（売却）が猶予されます。

※猶予が認められても、その猶予期間内に月々に分割して納税する必要があります。

猶予制度の利用を含め、市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに市役所へご相談ください。

【問い合わせ先】

相模原市役所

税制・債権対策課	相模原市中央区中央 2-11-15	市役所第2別館 2階	電話 042-769-8301
納税課	相模原市中央区中央 2-11-15	市役所第2別館 2階	電話 042-769-8300
緑市税事務所	相模原市緑区西橋本 5-3-21	緑区合同庁舎 5階	電話 042-775-8808
南市税事務所	相模原市南区相模大野 5-31-1	南区合同庁舎 3階	電話 042-749-2163

申請の手続

(1) 提出する書類

- ①「徴収猶予申請書」又は「換価猶予申請書」
- ②災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）※罹災証明、医療費の領収書、廃業届、決算書など
- ③財産目録、収支状況書 ※資産、負債、収支状況がわかるように記載すること
- ④担保の提供に関する書類

(2) 申請の期限

- ①徴収猶予：表面①から④に該当する場合は申請の期限はありません。表面⑤に該当する場合は申請する市税の納期限まで。
- ②換価猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内

(3) 猶予の承認又は不承認

提出された書類の内容を審査した後、市から猶予の承認又は不承認を通知します。猶予が承認された場合は、市から送付される「猶予承認書」に記載された分割納付計画のとおり市税を納付する必要があります。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法の定めにより担保として提供できる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・土地、建物などの不動産
- ・市長が確実と認める保証人
- ・国債や市長が確実と認める上場株式などの有価証券

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・担保として提供できる種類の財産がないなどの事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、市へ申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予と合わせて最長2年）。

猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予承認書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合 など